

セミナー1

法曹教育とアメリカ法科 大学院協会の役割

—2008年度年次大会参加報告—

報告者：宮川成雄（早稲田大学臨床法学教育研究所所長・
大学院法務研究科教授）

宮澤航生（青山学院大学大学院法務研究科教授）

佐藤崇文（広島大学大学院法務研究科教授・弁護士）

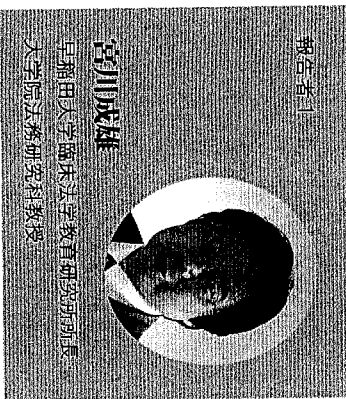
和田仁孝（早稲田大学大学院法務研究科教授）

法曹教育とアメリカ法科大学院協会の役割

—2008年度年次大会参加報告—

日時：2008年1月21日 17:00~19:30

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室



報告者1
宮川 成雄

早稲田大学臨床法学教育研究所所長
大学院法務研究科教授

されまして、ニューヨークという土地の利もあってか、昨年は3,000人程度、ワシントンD.C.であったのですけれども、今回はニューヨークで4,000人を超えるというふうに報告されております。大変に大きな会場で、本当にその人が来ていたのかどうかさえ確認できないような、そういう会合であります。

そして、4日目に外国人参加者のためのレセプションというものもありまして、外国からは21か国から来ているということで、徐々に国際的な大会になっているのではないかなど考えております。

所長・宮川 2008年1月に開催されましたアメリカ法科大学院協会の年次大会について、これに出張しましたメンバーで報告をするスタッフ・セミナーを始めます。まず、私から報告させていただいて、次に宮澤先生にお話ししていただき、そして佐藤先生、和田先生という順番にさせていただきます。

私の方から、まず全体的な大会の概要について報告をさせていただきます。このアメリカ法科大学院協会は、英語名称は Association of American Law Schools というもので、その略称が AALS というふうに言われているものです。今年は1月の2日から6日までニューヨーク市で開催

今回大会の概要もそうですけれども、この組織の歴史について、アメリカ法科大学院協会がアメリカの法学教育の中で、どういうふうに位置付けられるのかということも踏まえて、全体像を把握しておくことが有用だと思います。これは設立されたのが1900年でありまして、こういう経緯で設立されたのかというと、これは ABA、American Bar Association の強いイニシアチブでもって、法曹養成を担うロースクールの教育向上のための組織があるべきであるという考えの下でつくられたロースクールの集まりであるということが特徴的であ

らうと思います。逆に言いますと、AALS は、ロースクールの方からこういう組織が必要だからということでは出来上がったものではなくて、American Bar Association の方からこういう教育者の組織をつくらせて、しっかりした教育をやってもらわなければならないという趣旨で出来上がった組織であるという趣旨で、その意味で、AALS はロースクール教育の向上のためのフアカルティ・デインベロップメントのために作られた組織ということが出来ると思います。このような AALS の性質は、今回の年次大会の各種の企画内容にも随所に現れているといえます。

それから、ABA そのものもできたのがそんなに古いものでは決してなくて1878年につくられている組織であり、そして ABA は強制参加ではなくて、まさに任意の参加の団体であり、法学の発展とか、あるいは法曹質向上、そしてアメリカ法の統一のための様々な活動などもしておりますし、そして法曹の各関係者の親睦交流のためという設立目的をもつてつくられた団体であるということも皆さんご承知のとおりだと思います。現在の AALS の機能はどういう機能を果たしているかといいますと、第1にまず法学教育の発展ということを大きな目的としていることが言えるわけですね。そしてロースクール間の交流と、もう1つ重要な役割としては、新任教員の採用のための活動をしているということも特筆すべき重要な活動であると思っています。

そして、この AALS が1900年にできたという時代背景を考えると、重要な点だと思います。それはちょうど法曹教育というの

が、徒弟的な教育制度から学問的基礎を持った法曹養成という、いわゆるロースクール方式が確立した時期に AALS ができたというふうに評価することができるとは思いません。1870年にハーバード大学ロースクールにデインソンという職がつくられて、その職に就きました Christopher Columbus Langdell という人物がケース・メソッドを導入して、学問的な分析手法を法曹養成の中に取り入れ、ただ先導のものをみてそれを盗むという徒弟的な法曹養成の方法から脱却をしたというのが、1870年のこのケース・メソッドの導入の大変重要な意義であるというふうに考えられています。ハーバード大学は、ロースクールというものを大学の中に位置付けるという意味で、はじめてのロースクールをつくったというふうに言えます。もちろん1784年創立のリッチモンド・ロースクールというのが独立のロースクールとしてアメリカの最初のロースクールとして位置付けられているわけですが、やはり学問の府としてのユニバーシティの中でロースクールを設立するという意味では、ハーバード・ロースクールがはじめてのものというふうに言えると思います。

そして、それが大学院レベルでの法曹教育としてアメリカのロースクールを位置付けるということにもつながっていくということになります。ちょうど AALS が出来上がりまして1900年の頃に徐々に American Bar Association がロースクールへの入学要件として、少なくとも年間へのアンダーグラジュエイトでの教育をロースクールの入学要件として課すということを始めといった時期とも、この AALS が出

来上がった時代に重なるというふうに見ることができると思えます。

歴史的なことはそのぐらいいにしておきまして、今回の AALS の大会の運営方式について紹介は、大会の全体的な概要について紹介をいたします。まず一言で言えば、大変多種多様な企画が行われているということに尽きます。今ここに持つてまいりました今回のプログラムというのは、1 センチくらい厚さの冊子として出来上がっています。そして、その冊子がそれぞれのセッションについてほんの半ページくらいしか書いていないけれども、これだけの厚さの冊子、1 センチぐらゐの冊子が出来上がってしまうほどの内容の多岐多様な大会であったということが言えるわけです。しかし、統一のテーマというものが各会の年次大会で設定されておりまして、今年度につきましては、統一のテーマは、"Reassessing Our Roles as Scholars and Educators in Light of Change" という表現がとられています。今回特にこの共通テーマの中でキーワードになりますのは、「チェンジ」です。「チェンジ」という言葉が何度も何度も、大会の中で出てきました。ちょうどアメリカの大統領選挙が始まっている時期とも重なっております。そして今年の大統領選挙は現職と表現できるような候補は誰もいないのですから、もちろん再選される現職大統領が候補になっている選挙でもありませんし、あるいは副大統領から大統領になるという候補者がいる大統領選挙でもないという意味で、現職に相当する候補が誰もいません。多くの新顔が大統領選挙戦に出てきております。そして8年続いています共和党政権から民主党政権に代わるというこ

とがかなり高い確率で予想され、かつ民主党の大統領候補の有力者として人種的マイノリティーのオバマ候補、あるいはジェンダーの意味でのマイノリティー、女性からヒラリー候補といった有力候補が出てくるというので、アメリカの政治の上で大きな新風が吹いている時代でもあります。この「チェンジ」という語が、今回の大会の中でも何度も出てきて印象に残っています。そして、アメリカの法学教育について、アメリカの臨床法学教育学会が "Best Practices for Legal Education" という本を出しまして、法学教育をもう1度基本的なところから考え直そうという機運にもなっておりますから、チェンジというのがやはり共通のキーワードになっていると思います。多岐多様な、多岐にわたる企画があるのですが、背骨になるような企画というのがいくつかありまして、大きな企画としては、2 つの AALS ワークショップというのがあり、これらは並行して同じ時間帯に行われております。これは1月3日の2日目になりますけれども、その午前・午後の日目を使い分けて行われたものがあります。そして、それはまた別にプレナリーセッションということで、これを全体会というふうに訳せば、この全体会がまた3つありまして、これも1月4日の午後に行われて行われております。そして、1つの委員会の大きな企画というのが1月3日に全日使われて行われております。こういう背骨になるような企画が行われているのとさらに同時進行で AALS の部会のセッションというのがあります。極めて多種多様な行事が行われたということが言えます。

その背骨になるような企画を描いたしますと、まず2つの AALS のワークショップのほうは、1つは司法の独立とアカウンタビリティです。これはアメリカの州および連邦の最高裁判所の裁判官のコンフレックスというのが組織体としてありまして、全米最高裁判官会議と AALS が共催という形で司法の独立とアカウンタビリティについてのワークショップを開きました。これについては後でもう少しお話をいたします。

2つ目のワークショップは、「地方自治の危機：規律に向けた闘い—移民、土地利用、国家安全保障—」というようなタイトルのものであります。これは、アメリカの不法移民の問題に対してどのような政策・措置がとられるべきかなどを中心課題として、アメリカの各地方によってなされている多様な取り組みが検討されています。今アメリカの大統領選挙の候補者を選ぶ中で、重要な争点として取り上げられていることです。それから、土地利用の点については、これはハリケーン・カトリナのダメージに対してどのような対応をするのかということと直接的に結び付いていることでもあります。そしてもう1つは、テロへの対策ということで国家安全保障ということについて、それを州、あるいはその州の内部のローカル・ガバメントの観点から検討していく、そういうワークショップであります。

こういった2つの大きなワークショップと別に AALS のプレナリー・セッションというのがあります。これが3つありました。その1つは、「ロースクール教育における人種に基づく政策の縮小と拡大」

ということをやテーマとして、昨年、連邦最高裁で出されました1つの重要な判決、Seattle/Louisville 判決 (Parents Involved in Community School v. Seattle School District No. 1, 551 U.S.) の提起する問題を扱っているセッションです。

もう1つのプレナリー・セッションは、後で宮澤先生にご報告いただけると思いますが、「21世紀に向けた法学教育の再考」ということで、先ほどの「ベスト・プラクティス」の本であるとか、あるいはカーネギー財団が助成金を出して出版されている本がもう1つ別のものがあるわけですが、それについての報告などを中心として取り上げたセッションであります。

そして3つ目の大きなセッションは、法学教育および法実務における "expertise" です。インターネットによる情報の収集・利用・管理をいかにするか、そしてそのことが法学教育とか、あるいは法実務にいかん影響を与えるのかというようなことを扱ったセッションであります。

そして、それは別に1つの委員会が企画をしたものとして、「国際協力とアメリカのロースクールの役割」というものもありました。

以上が主な背骨になる企画ですけれども、それとは別に先ほど申しましたように、AALS の各部会が企画をした各セッションというのがあります。これら数えますと、91のセッションがあります。早稲田大学の臨床法学教育研究所からもほぼ毎年派遣しておりますクリニカル・リーガル・エデュケーション・セッションというの、この91のセッションのうち1つのセッションにしかすぎないということが、今回行っ

てわかりました。これらのセクシオンがすべて、クリニカル・リーガル・エデュケーション・セクシオンと同じような活発な活動をしているかという点、必ずしもそうではなくて、臨床教育のセクシオンというのは、とりわけ AALS の中で最も活発な活動をしているセクシオンではないかと思えます。

AALS の年間の主な行事のスケジュールの中にどういったセクシオンの企画が出てくるかという点、そんなに多くは出てこないわけなのです。臨床教育のセクシオンのコンファレンスというのは、日本の春の連休あたりに毎年行われて、そしてそれへの参加者も 5、600 人規模で行われております。AALS のセクシオンの活発さというのは、すべてのことにリストラップされた 91 に共通しているものではなくて、活発なものもあれば、あまりそうでもないものもあるでしょうが、でも、これだけたくさんセクシオンに分かれて活動しているということとは、大変に印象深かったことです。この 91 の部会が今回の年次総会では、百数十の部会を 1 月 2 日から 1 月 6 日のこの期間に開催したわけです。どういう部会があるのかということについては、このパンフレットの中を見ただけでなければいけないわけですが、法の主要分野、例えば憲法であるとか、あるいはコーンシヤル・トランザクションに関する分野であるとか、あるいは不法行為法の分野であるとか、あるいは民事訴訟法の分野であるとかという、そういう学会的なセクシオンの活動もありますし、ローンスタイルの運営というアドミニストレーションにかかわるセクシオンというのがあります。そして学生の

ための奨学金の問題を扱うセクシオンというものもあったり、極めて多様な形でセクシオンが組織されています。

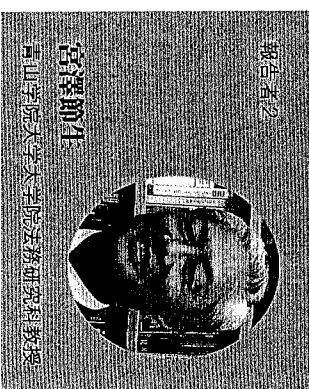
そして、私のレジュームの 1 番最後に書いているところは、これは先ほど紹介しました背骨になる主要な企画の 1 つとして、今年特に力点が置かれていたのだと思うと思われます「司法の独立とアカウンタビリティ」ということについて、AALS と全米最高裁判官会議との共催で行われたワークショップについて、簡単に紹介をしておきたいと思えます。

アメリカはご承知のように、裁判官の選び方というのは、連邦はもちろん任命制でありますけれども、州の裁判官の任命プロセスというのは、州それぞれ多様なものがあります。そして、選挙で裁判官が選ばれるという州もたくさんあり、その選挙のやり方というものも、一般の議会の議員を選出するようなものもあれば、あるいは任命と選挙が組み合わされているような、すなわち知事が任命をして、第 1 期の任期が終了すればその人の再任を認めるかどうかという点について、州民の選挙を行うというような任命と選挙の組み合わせといったものも多様なものがあります。州の裁判官の選挙については、様々な点で州民との直接的な応答関係といえますが、まさに裁判官、司法部も政治過程の中に組み込まれているということが、アメリカの裁判官の選任制度の特徴だと思われます。そのことはすなわち裁判官の選任について政治的な影響力、それは具体的に言うると、お金の影響力というのが大変に大きな問題となっているということが言えます。

特に、2002 年にアメリカの最高裁判

所のホワイト判決 (Republican Party v. White, 536 U.S. 765) で、一定の争点について裁判官候補者が見解を表明することを禁止する州法が違憲とされて以来、テレビなどで流される裁判官の選挙におけるコメンタリーが、裁判制度あるいは裁判官の信頼を揺るがせにしているという点で議論が展開されております。裁判官の問題については、連邦の裁判官は選挙で選ばれませんから、司法部というのはアンデモクラティックな性質を持ったものというふうには言われるわけですが、州の場合はまさにその逆で、選挙によって選ばれるがゆえに、その時々の世論の動向に裁判官の判決というのが左右されるとか、あるいは選挙プロセスそのものにお金がかかる影響を及ぼすというようないろいろな弊害が出てきて、民主主義と裁判官、あるいは司法制度というものを考える様々な論点が出されているというふうな思えます。

一応、私の持ち時間が来ましたのでこの程度にいたします。では、続きまして宮澤先生にお願いたします。



宮澤 私もまず総論的なことを少し申し上げたいと思います。信じ難いことですが、年次大会出席だったのです。私の分野、法社会学ではアメリカで専門学会があつて、それには何度も参加していますが、AALS にはそういう専門学会がないのです。学際的な分野はあまり部会がないのです。か。AALS に法社会学の専門部会はなかったのですけれども、今回参加させていたいただいて、非常に有意義な会合だと思えました。今、宮川さんがおっしゃったように、ローンスタイル経営、あるいはローンスタイル教育そのものを扱う部会と同時に、日本でいうと私法学会とか公法学会とか刑法学会にあたるような各法分野のセクシオンがあります。アメリカでは実定法分野の学会というのはほとんどないので、日本の実定法分野の学者がアメリカの学会に出るということになると、多分これに出るのが 1 番よいのではないかと思います。

そして、法科大学院教員にとっては、これはやっぱり非常に参考になると思うのです。ただ、日米の違いも大きくて、特に日本の法科大学院協会と比べると性質がいぶん違うと思えます。日本の法科大学院

協会はどちらかといえば規制機関のような感じで、自由な議論というのではありませんけれども、AAISは非常に自由な議論がさされていきます。日本の法科大学院協会と同じように、加入の単位はロースクールですけれども、議論はほとんど個人ペースでなされている感じで、はるかに自由な意見交換が可能だと思います。それはもちろんアメリカにおけるロースクールの確立した地位と、日本においてはまだ社会的認知が十分ないという意味で、ずいぶん違った状況にあるということを反映していることだと思います。しかし、今述べたような意味で、常に前向きな議論がなされているように思いましたから、批判的発言でも前向きな議論ということ、インスピレーションを得るという意味では非常によい機会なのではないかと思えます。

ただ、学問的な水準というか、議論のまじめさという意味では、部会によってかなり差があるようにも思いました。しかし、優れた部分の議論というのには、非常に参考になるものだったと思えます。

他方、社交的な意味もやっぱりあるわけで、全米から4,000人もの法学者が集まって、どこでどういことが行われているかということを知るのには、それなりに意味があることだと思います。外国人に対しては基本的に歓迎の姿勢で、外国の参加者については参加費の割引とかもあつたりして、非常に開かれた会合だというふうに思いました。日本でもこういう性質のものが必要ではないかと私は感じました。アメリカの臨床法学教育学会というのは、いわばこのAAISの臨床部会の特別学会のようなものですが、日本でも実定法学の諸分野

での法科大学院教育について議論する個人ペースの学会というのはあつていいんじゃないかというように感じています。

1月3日から6日までパネルがあつたのですが、それはどういう構造になつていったかという点については、さすがに宮川さんのレポートがよくできていて、正確に書かれていると思います。同時に3つ々らしい大きなテーマが設定されていて、朝の8時半から夕方までずっとそれが流れていくという感じになつている。時折、ブレナリー・セッションと言われている、直訳すれば全体会ですけれども、実は2つ3つが同時に開かれているというものがはさまつていくということになつているわけですね。

私は、1月3日から5日までの部会についてメモを取っています。6日は午前中だけセッションがあつて、外国からの参加者が集まつて議論するという特別の部会があつたのですが、私はそれには出ませんでした。それは国際ロースクール協会をつくるという目的のもので、日本の法科大学院も今後それに参加することを考える時期がくるのではないかとこのように思つております。

私が出た部会では、出版後15年ほど経っている「クワイエット・レポート」を受けて出版されたカーネギー財団のEducating Lawyersが非常に大きな話題になつており、これがクワイエット・レポートに次ぐインパクトを持つかどうかということが議論されていきました。あとは、私の関心事の専門職責任とか国際教育、それからLL.M.プログラムの役割といったような部会に、主として出てまいりました。

報告しなければならぬ部会は2つあります。1つは、同時並行の全大会の1つで、「21世紀のために法学教育を再検討する」というタイトルのものです。もう1つは、メンソーも一部重なつていたもので、ディーン部会が設定したものです。両方で、カーネギー財団のEducating Lawyersが取り上げられました。以下では、これら2つの部会を簡単にご説明したいと思います。

さきにディーン部会のほうをご紹介します。ごこちらのタイトルは、「The Carnegie Report of Educating Lawyers from the Perspective of the Law School Dean」というものです。「ロースクールのディーンズの観点から見たカーネギーのレポート」というわけです。パネリストは、ほとんどディーンズなんです。1人だけ元ディーンがいて、ジェデイス・ウエグナーというノースカロライナの元ディーンです。この人は非常に謙弁でした。カーネギー・レポートの共著者の1人なのです。

「クワイエット・レポート」の著者は全部法律家です。ところがカーネギー財団というのは、高等教育の総合的な研究機関なんですよ。高等教育の総合的な研究機関なんですよ。というわけで、カーネギー・レポートの著者には、心理学者、教育学者、哲学者といった人たちが入っています。それで、他のプロフェッショナルスクールと比較するということをやっているわけですね。ウエグナーさんは他の部会でも何度も登場していただのですけれども、この人が中心となつてカーネギー・レポートの説明をする。それに対してディーンズ4名がパネリストになつて発言するというわけです。ディーンズの中に「バイケル・フイツツ」という人がいますか、

早稲田の皆さんにはお馴染みだろうと思います。ペンシルバニア大学のロースクールのディーンです。

あとは、いろんな規模のスクールのディーンが含まれています。セントジョンズ大学、セントトーマス大学という、多分日本では聞いたことがないくらいロースクールが入っています。ペンシルバニア大学とノースカロライナ大学はトップクラスのロースクールで、ノースイースタンはクリニックでは有名です。そういう選び方になつている。

アメリカのこの種の会合で常に感じるのは、いろんなタイフの学校が代表されるように工夫することですね。このあいだ、日本の法科大学院協会の理事改選の説明がありましたけれども、地域・規模の違いなどを考慮して選抜したという説明があつた割には、みんな大大学でした。アメリカはそうじゃなく、異なつた立場の者が反映されるようにできていると思えました。

このセッションの趣旨はプログラムに書かれています。以下のとおりです。

カーネギー財団による専門職教育の比較研究における第2弾で、著者らは、今のロースクールカリキュラムで支配的だと考えられる分析的思考と公式理論に、より多くの実務的知識と、専門職のアイデンティティ形成の基盤にある価値観をより強調するやり方とをよりよく統合するように工夫された、法学教育の枠組みを提案している。このパネルは、カーネギー・レポートの報告をロースクール・ディーンズの観点から検討する。カーネギー・レポートの共著者で、

元デザイナーであるウエグナー教授が討論に参加する。検討される問題は以下のものを含む。

第1に、カーネギー・レポートの諸前提は正しいのか。

第2に、当該研究は、1992年の「ワケレイト・レポート」(邦語版:宮澤節生・大坂恵里訳『法学教育改革とプロフェッショナル』三省堂)を超える新しいものを提供しているのか。それとも「ワケレイト」に続いて導入されたカリキュラム改革を反映しているにすぎないのか。

第3に、カーネギー・レポートの諸勧告は実施されるべきか。

第4に、実施の障害となる内在的・外在的要因は何か。

ウエグナーさんが非常に早口で、この内容をかいつまんで説明していました。多分同じ話をいろんなところでやっていると暗記している状態だったと思います。そういうわけでは私は非常に取りにくいという感じだったので、このカーネギー財団のレポートの前提というのが3つあります。

1つは、専門職教育はプロフェッショナルの間に関係を持たなければいけないという事です。

第2の前提は、もしそうならば、以下のような要素が含まれているべきだというわけです。第1に、認知的な要素。第2に、サステナブルな要素と言っています。要するに教育の実質内容ということだと思います。それから第3に実務的な技能。そして最後に、これが1番重要な点だということになるのですが、アイデンティティ

と価値観というわけです。何となく「ワケレイト」レポートの「スキルと価値観」というのを思い起こさせるものです。

そして第3の前提は、これは「ワケレイト」レポートになかったと思いますけれども、学習科学、学習に関する科学から学ばねばならないということです。

この提言のベースにあった調査はどういうものかという点、16の異なるタイプのロースタールに行って、200の授業を傍聴し、教員や学生たちにインタビューをしたということです。その結果に基づいて他のプロフェッショナルスクールと比較したというわけです。例を挙げると、工学、医学、神学、Ph.D.などです。Ph.D.というのは博士課程で、研究者というプロフェッショナルを訓練しているというふうに考えているわけです。その16校の中にはNYUが入っていて、私の授業にも、たしかカーネギー財団の調査員が来ました。私は比較公益養護活動論というのを教えていたので、まさに価値の問題をやっているのだと思うわけです。そういう調査に基づいた提言であるということだと思います。

それで法学教育はどのように評価しているか。シンキング、つまり思考の教育においては大きな成果をあげていると述べています。しかし、問題がある。どういうことかという点、プロフェッショナルとはいかなるものかということについて、ほとんど何も教えていないということです。3年間にわたってプロフェッショナルに関する感覚というものを教育しなければいけないというものが、カーネギー財団の基本的な立場なんです。

このような観点から見ると、ロースタール教育で今最も乏しいのはアイデンティティと「バリュー」に関するものだという点になる。これは、「ワケレイト」レポートから15年経っているアメリカの状況についての評価としては、興味深いと思います。

そこで、それに取り組んでいる幾つかの例が紹介されていました。このあたりは細かくなるのですけれども、様々な授業にプロフェッショナルリズムという観点を取り入れるようにすると、リーガル・リサーチ・アソシエイト・ライティングの中にアイデンティティと価値の問題を盛り込むとか、現に行われているというわけです。そういう観点から「ワケレイト」もつくられているようになってきているということです。

さらに細かく、1年次と2年次以上について、実例の説明がなされました。1年次はほとんど必修科目になっているわけですが、その中にオプションを少し入れるようにする。そして、選択科目を加えて、アイデンティティと「バリュー」をできるだけ1年次から教えるようにしようではないかという動きがあるということです。

それから、授業科目としても、不法行為とかコントラクトとかというようなものだけではなくて、例えば立法過程論という授業を行って、どのような政策的価値が追求されるかということを検討させるという例が紹介されておりました。

しかし、2年次以降になると課題は大きく、しかし、その分だけ機会も大きいという点になる。カーネギー財団の立場は、3年間を通してプロフェッショナルのアイデンティティと「バリュー」を教育していかなければいけないという立場なのです。

も、なかなかそうはいかないというわけでも、努力している例としては、言うまでもないことですが、実務技能に関する教育を重視する、例えばクリニカル教育の必修にするというような努力をしているところがあるという紹介がありました。

しかし、ウエグナー教授が言うには、注意しなければいけないのは、学生がどういう存在かということであって、学生が3年間の教育をうまくナビゲートするようにサポートしなければいけないと言っております。

それからもう1つ重視されているのは、「アセスメント」です。評価を行わなければいけないということです。人間は評価を通じて学習するものだと思います。教育を行っている教師同士もお互いの評価から学ぶということになる。学生に対しても一定の期待を与えて、それに対してその学生がどのように学習しているかということのアセスする。興味深いと思ったのは、「バリュー」アセスメントをこの観点から改革する必要があるということです。

そして、カーネギー財団として最終的に提案したいと考えているのは、ロースタールの「インスタンディエーション」・「キヤパシティ」、つまり機関としての能力を高めることであると述べていました。また、ロースタールの創造的な考え方を築いていかなければいけないと言っております。

最後に、以上のような提言に対しては批判や疑問もあるでしょうと述べていました。先ほど述べたカーネギー財団の3つ前提に対しても批判があるかもしれないと言っております。

このウエグナー教授に続いて、パネリス

トのデザイナーたちがいるんなことを言いました。ノー・ス・エ・ス・タ・ン・のデザイナーは、実はここで言われているようなことは非常に重視していて、ノー・ス・エ・ス・タ・ン・の教員によって教育活動は業績にカウソトされると述べました。一般のロー・ス・ク・ールではそうではないのです。しかし、ノー・ス・エ・ス・タ・ン・ですら研究と教育の間には緊張関係があった、そこでどういうバランスをとるか、ロー・ス・ク・ールによって違うだろうと述べました。

その次にフイツツさんが発言して大笑いになったのですが、教員にこういう話をすると、カリキュラム改革なんてデザイナーの責任で、俺たちの責任じゃないと言われるということです。そのようなことを言って、自身に入ってしまったのですが、問題は、カーネギー・レポーターもそうですけれども、ある理想の観点から見るときに、現実にはコッブに半分水が入っていると言わなきゃ、半分空だと言わなきゃ、ということではないかというのです。結構よくやっています。

という評価もあり得る一方、まだ足りないという評価も常にある、ということになるのではないかとこのように思います。それからもう1つ重要なことを言っています、単一のプログラムフエツジョンがあるという前提で考えているのではないかとこのように疑問です。アメリカの弁護士は、現にそれぞれ別の世界に生きていると考えるべきではないかというわけです。このレポーターは、プログラマーもそう言われましたけれども、伝統的な実務形態を前提にしているのではないか、というわけです。

また、セントジョーンズのデザイナーは、勸告を実施するには金がかかるということを

問題にしました。したがって彼女は懐疑的だと言いました。彼女は、セントジョーンズでも大ロー・フ・ア・ムからソロ・フ・ラ・ク・チ・エ・スまで出身者はいるけれども、そのどこに關心を合わせていくかということは、ロー・ス・ク・ールの資源によって変えざるを得ないと述べました。

その後、シンダール・フ・ロ・フ・エ・ツ・ジ・ョ・ン・デはないという議論と、多様な実務形態はあるにしても共通の部分はあるのではないかとこのように意見が、いろいろな人から次々に出されるという状況になりました。

それから、教育重視ということについて、とりわけトップ・フ・ラ・ス・のロー・ス・ク・ールでは、ある意味で障害があるということが、フイツツさんから指摘されました。どういうことかということ、ペンシルベニア大学の有名なロー・ス・ク・ールになると、教員の半分はPh.D.であるというわけです。Ph.D.を持つ教員は研究者としてのマインドということになるので、ロー・ス・ク・ールを出ていってもほとんど実務経験はないわけなんです。そういう状況で、このカーネギー財団が要求しているようなことが果たして十分にできるか、という問題提起をしました。

それから、この点は、日本の臨床教育担当者にとっても非常に重要なポイントだと思いましたが、ロー・ス・ク・ールを比較するときには注意しなければならぬ違いがあるという指摘もありました。どういうことかということ、メデア・カ・ル・ス・ク・ールの付属病院というのは医療機関の最高峰で、そこで学生はフ・ラ・ク・チ・エ・ス・を学ぶ。それに対してロー・ス・ク・ールのクリニツクは、残念ながら最高のロー・フ・ア・ム・とは言えないというわけです。その違いも

考えなければいけないのではないかとこのように思います。

ウエグナーさんが何度か発言しまして、カーネギー財団は単一のモデルでやれと言っているのではないかとコメントしました。全脚を1度には実現しろと言っているのではないというわけで、この一連の提案は提案として、表現可能な範囲でやればいいのだというように何を何度か発言しました。

また、ウエグナーさんは、一見理論的な教育に実務を取り込む、実務家を組み合わせるということを実施している例として、幾つかのロー・ス・ク・ールをあげました。皆さんがご存じのところが出ていました。1つはサクラメントで、知財の教育に理論家と実務家に参加している。それから皆さんおなじみのボルト・ホール、つまりバーケイです。民話でア・カ・デ・ミツクな教授と実務教授が密接に行っているというように例があるのだから、やれないことはないというわけです。

それに対してフイツツさんは、自分のロー・ス・ク・ールでは、コーポレート・ローヤーになる者が多いので、ビジネススクールと共同カリキュラムを展開することになると述べました。単一のカリキュラムを要求するか、そうではないのかといったことが、最後まで議論になっていたように思います。

続いて、もうひとつの部会を説明します。こちらは「Rethinking Legal Education for The 21st Century」というタイトルです。司会は、ヴァンダービルト大学のデザイナーのエドワード・ルービン教授です。就任挨拶のような形で早稲田を訪問しました

ね。

ここにマクレーンさんが登場しました。私も久しぶりにお会いしました。他のパネリストには、ハーバードのマーサ・ミノウが入っていました。有名なフエニエム法学者ですね。それから、スー・エ・リ・ン・ス・カーネキア教授。この人には、早稲田のメンバーが会ったことがあると思います。ミシガン大学のクリニツクの教授からニューメキシコ大学のデザイナーになって、クリニツク必修というカリキュラムを実施している人ですね。

それから、ウエグナーさん。さらにカーネギー・レポーターの共著者で、ウイリアム・サリヴァンという人。この人は法学者ではなく、哲学者ですね。「ハビツツ・オ・ア・マ・イ・ン・ド」か、何かそういう有名な本がありますけれども、あれの共著者です。プログラムの記載の部会の趣旨は、以下のとおりです。

法学教師の間で、今の法学教育を再検討

すべき時期だという感覚が高まっています。今や100歳以上になるラングデル・モデルに対する不満と、新たな教育内容と教育方法に関する熱意とが相俟って、我々が学生を教育する方法について転換点を生み出している。多くのロー・ス・ク・ールがこの数年間に大規模なイニシアチブを宣言しており、他のロー・ス・ク・ールも同様の計画をしつつある。カーネギー財団は、長くアメリカの高等教育のリーダーであったが、ロー・ス・ク・ールに関する包括的な報告を本年3月に発表した。そして、そのフ・オ・ロ・フ・ツ・ク・として、法学教師たちのパートナーとなって、報告者のフ・イ・デ・アの幾つかを実

施する取り組みをしている。

しかし、変化が容易であることはなく、論争を引き起こさないことも稀である。ローヌスクールは複雑にして、進行中の機関である。その教育モデルの古さは、時代遅れであると同時に、伝統と見ることもできる。変化への外在的圧力は強いものではない。雇い主たちはオンザジョブで新人弁護士を訓練する意思があるように見える。ABAは法学者よりも実務弁護士の間でよりよく共鳴を得たマクレイト・レポート以来沈黙している。そして、大学は、典型的にはローンスクールに課税することで満足しており、それで終わっていると。今日の法学者に対する物質的インセンティブのほとんどは、学問的生産にかかわっている。

したがってローンスクール教員を教育改革に取り込ませるのは、常に容易なわけではない。そうであるにもかかわらず、良心的な教育者として、多くの法学者たちがますます新たなアプローチにコミットするようになってきている。そのアプローチは、法の実質と法義務での多大な変化と、この100年ほどの間に起きた学習に関する理解とアプローチを認識したものである。

この全体会は、法学教育を変化させる様々な可能性と、それらの可能性が必然的に直面する様々な障害について概観を提供する。取り上げる主題はカリキュラムと教育方法の両方であり、内容と形式の両方である。同時にこのセッションは、制度的変化に関連する諸課題を検討する。様々なローンスクールで現在実施されているアイデアや検討中のアイデア、カーネギー・レポートの主要な勧告およびそれらのアイデアと勧告を支える学習理論の諸側面などで

ある。この全大会は、また、変化の担い手の役割、彼らが直面する様々な困難、そして成功のための若干の戦略についても検討する。最後に、このセッションは変化の必要性と、あり得る変化の幅に対する様々な制約を検討する。

このセッションでは、サリヴァンさんがカーネギー・レポートの報告をしました。これは2階建ての巨大なホールで行われまして、満員でした。サリヴァンさんは、例によって、先ほど説明したカーネギー・レポートの3つの前提について説明しました。そこで、おもしろい言葉を使いました。レポートに出てくるものですが、シグナチャー・ペダゴジーという言葉です。シグナチャーとは署名ですね。署名のような教育方法ということで、どのプログラムエッセンスにも、これぞその教育方法と言えるものがあるというわけです。それは、ローンスクールでももちろんソクラテイク・メソッド、ケース・メソッドということになる。その問題は何かということが、今検討されなければいけないということなんですね。

カーネギー財団の視点によれば、ソクラテイク・メソッド、ケース・メソッドというのは、先ほども話が出ましたけれども、シンキング、思考能力の訓練にはなるが、それはローヤリソングの訓練ではないということです。その観点から改革案を提案したんだということが、最初にサリヴァンさんが述べたことです。あとはルービンソンさんが、自分たちの努力をいろいろ話しました。ルービンソンさんは、ヴァンダービルトでは革新的なプログラムを導入しようとしていて、3年間を一貫した包括的な教育課程と

して考えたいと述べていました。

それから、ジョージタウンのヴァイッキー・ジャクソン教授が、ジョージタウンではどういう改革がなされているか話しました。最も強調したのはグローバルイニシアティブだと思っています。1年次からグローバルイニシアティブという観点を取り入れて教育していくことです。例えば1年次にはロー・アソシエイト・グローバル・コンテクストという科目があって、これは、1年生を12人から20人ぐらいのグループに分けて課題を与えてコミュニケーションさせるということなんです。取引に限りません。複雑な国際的なケースと、必要となる法令、条約などを与えて作業をさせるというわけです。

その次にマクレイトさんが発言しました。内容はほとんど、自分は昔何をしましたかという話でありまして、20年前の同じ州で、ABA会長としてAALSの年次総会で演説をしたということから始めて、どういう経緯で1992年にマクレイト・レポートができたのかということをして、いまや新しい出版があり、カーネギー財団のレポート、CLEA (アメリカ臨床法学教育学会) のレポート (Best Practices for Legal Education)、マーツ教授の本 (Elizabeth Mertz, The Language of Law School: Learning to "Think Like a Lawyer") などが出ていることを指摘して、こういう新しい取り組みがなされているのは喜ばしいことであると言って終わりました。

その次は、マーサ・ミノワ教授で、彼女はひたすら元気に、大統領候補のオバマ議員のように、チェンジ、チェンジと叫んでおりました。彼女は、26年前にハーバ-

ード・ローンスクールに赴任したときにも改革レポートというのがあったが、その後、ほとんど何も行われなかった、それに対して今のデイナーはどうかやら真剣らしいので、今度こそ変化が起きるのではないかと述べました。ただ、全教員は総論としては改革賛成なのだけれども、各論になるとお互いに反対しあうということで、うまくいくとは限らないとも述べていました。早稲田の皆さんもご存じと思いますが、ハーバードでは、1年次のクラスを少し小さくするか、臨床科目をたくさん増やすとか、臨床教育を重視するとかということをやっているのだと言っておりました。

クリニクが必修のローンスクールは珍しくて、ヌカーネツキさんのニューメキシコ以外では、CUNY (ニューヨーク市立大学) とかノースイースタンとかいったところだけになります。彼女は、カーネギー財団の勧告を取り入れようとするれば臨床教員の地位を高めなければいけないと指摘しました。ニューメキシコでは臨床教員の地位はアカデミックな教員の地位と平等なものであるということです。

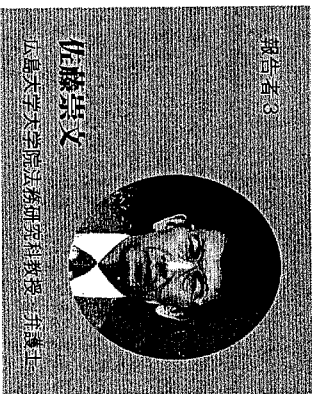
そこでウエグナーさんが割って入って、1つ目の部会と同じような話をしたのですが、けれども、彼女が強調した点は、先ほども出ていましたが、パー・イグザミネーションの改革です。ここでのおもしろいことを言いました。1年次にマルチアルチヨイス・イグザミネーションをやってしまったらいいのではないか。今アメリカのパー・イグザミネーションは、最後にマルチアルチヨイス・イグザミネーションとエッセイ・イグザミネーションを一緒にやっているわけですが、それに対して、マルチアルチヨイス

を1年次にやってしまつて、2年次、3年次はそこから開放された教育をすべきではないかというのです。そうすると、最終段階の試験はパフオーマンス・テスト(仮設事例の資料集を与えて実務家が作成するような文書を作成させる試験)のようなものでいいことになるわけです。

その後は、ルーベンさんが議論を整理して、幾つか問題を出して、それぞれパネリストに答えさせるというようなやり方で議論を進めてきました。最後に話題になったのは、アセスメントというものはどうやるかということだつたと思います。ある人が皮肉たっぷり発言して、もしこのカーネギー・レポートを本当に実施させようとするならば、USニューズ&ワールドレポートの話をするべきだというわけです。あのラソキンガは、卒業生の年収、学生1人当たりの図書費、裁判官の中での教員の評判とか、そんなもので決めているというわけですね。あれを褒めさせないで、このカーネギー・レポートが期待するような変化はなかなか起きないのではないかというような発言がありました。それから、アセスメントの具体的な内容ですけれども、医師の試験と比較研究する必要があるのではないかという指摘もありました。

以上が、私がとくに関心をもちて聞いた2つの部会のポイントでした。

宮川 どうもありがとうございました。アメリカの法曹教育の変革の動向がよく伝わってまいりました。大変充実した報告を有り難うございました。続きまして、広島大学の佐藤先生にご報告をいただきます。



佐藤 広島大学法科大学院の佐藤崇文です。私から2点報告いたします。1つは、サンドラ・デー・オコナー前連邦最高裁判事(Sandra Day O'Connor)のスピーチについて、もう1つは、学生ローンに関する新しい法律についてです。オコナー前判事のスピーチは1月3日の昼食会で行われました。スピーチは正味20分間で、その後15分間の質疑応答がありました。オコナー前判事のスピーチの前に、アラゾル連邦最高裁の初の女性判事のスピーチも約20分間行われました。

ご存知のことと思いますが、オコナー前判事は1981年~2006年の25年間連邦最高裁判事を務めた女性で、見るからに強い意思を感じさせる風貌でした。以前イギリスのサッチャー首相が鉄の女性政治家と言われましたが、オコナー前判事は鉄の連邦最高裁判事という印象でした。オコナー前判事については、ジョアン・ピスコックによる著作「サンドラ・デー・オコナー：最初の女性連邦最高裁判事はいかにして最も影響力のある判事となったのか。」(Sandra Day O'Connor: How the First Woman on the Supreme Court Became Its

Most Influential Justice" Joan Biskupic, HARPER PERENNIAL 2005)が有ります。オコナー前判事は今も非常にお元気で、スピーチも力強くまた質問に対する回答もはっきりしており、時には辛辣でした。

スピーチの内容は、司法権の独立と裁判官の質の確保に関するものでした。オコナー前判事は、「連邦も州も、司法の独立は裁判官の質にかかっている。連邦最高裁判所の権限は確かに強力であるが、州の裁判官の権限は広汎である。連邦に属する以外のことは全部州に任ざれているので、州の裁判所の権限は大きい。したがって、州の裁判官に有能な人が選ばれることが大切だ。」と述べ、「ところでアメリカの多くの州は、選挙で裁判官を選んでいる。かつて自分が居たアリゾナ州もそうであった。しかしどうも裁判官の質があまり良くないのではないかと自分は考えていた。そこで思い切って、選挙制からメリットシステムに変更した。メリットシステムの場合、裁

判官の仕事ぶりなどについての正確な情報をいかに収集するかが大切となるが、自分のやったことは、訴訟事件などで裁判所に来た当事者あるいは代理人また傍聴者にアンケートを配って、本当にこの裁判官は能力があるのか、ふさわしいのかについての情報を集めた。アンケートはコンプライド・シヤルな形で集計して、特別の委員会においてアンケート結果などを参考にして再任すべきかどうかの結論を出した上で、州知事へ答申したのである。」と言い、「その結果、アリゾナ州の裁判官は、今アメリカで1番優秀な裁判官になったと自負している。」と述べました。

そしてローヌケールについては、「法曹

を輩出する機関であるので、ローヌケールは法的に質の高い教育を提供すべきである。しかしそれだけではなく倫理観と意欲を備えた法曹を社会に送り出して欲しい。現在のような複雑な社会では、ともしれば誰でも1人では何もできないという気持ちになりがちである。しかし決してそうではないのだ。1人の人間であっても献身的に努力すれば社会を変えることができることを学生に教えて頂きたい。学生の心(ハート)にタッチする教師になって欲しい。」と情熱的に語りました。

さらに「最近では、アメリカ市民の能力がどうも低下しているのではないかと危惧している。例えば、ある調査によれば、立法・司法・行政という三権を正確に答えることのできる市民は3分の1しかない。これは非常に重大な問題である。ローヌケールも、一般市民向けに分かりやすいビデオあるいはローカンプレイ教材をつくるべきだ。そして裁判所の役割や司法の独立についてきちんとした情報を提供すべきである。」とスピーチを結びました。

スピーチの後、オコナー前判事はフロアからの質問に気さくに応じましたが、出席者も肩を張らず次々と質問するのが非常にアメリカ的だと感じました。質問は4つありました。第1番目の質問は、「発展途上国における司法の独立について」でした。このときは会場が賑やかであったため、ちよつと質問が聞き取りにくかったのですが、オコナー前判事は、「司法権の独立、独立と言うけれど、それは裁判官が自由にしているということではありません。司法権の独立は憲法及び法律を適正に適用するために存在するのです。」と回答しました。

2番目の質問は、「メディアに対して裁判所あるいは裁判官はどういう立場をとるべきか。」との質問でした。先程の宮川成雄教授の報告にも出ましたアカウツタビリネイ（説明責任）に関連するものです。オコナー前判事は、「裁判官は判決文で答えているので、メディアに対し裁判官は個人的に応答する義務は無い。」ときっぱり答えました。

それから3番目の質問は、「裁判官の給与などの待遇」に関するものでした。これについて、オコナー前判事は、「連邦最高裁判事の給料が1986年頃少し増額したことはあったが、基本的にほとんど上がっていない。大変厳しい仕事の割にはずいぶん低い給料である。ぜひとも改善して貰いたい。」と語気鋭く語られました。しかし、彼の女性判事の在職中にもかかわらず実現できなかったことが、彼女の居ない状態で果たして実現できるのかとの疑問を私は持ちました。

4番目の質問は、「裁判官の評議を公開すべきではないか。」というものでした。オコナー前判事の前に、ブラジルの女性最高裁判長がスピーチで「ブラジルでは連邦も州も、審理だけでなく評議も全部公開している。」と述べたので、この質問が出てきたのです。ブラジルでは伝統的にそうやっているらしいのです。オコナー前判事は、「判決文の中で多数意見だけでなく少数意見も全部述べられている。したがって評議まで公開する必要はない。ブラジルの場合、長年の歴史に基づくもので極めて特殊なやり方である。」との回答でした。

以上が、オコナー前判事のスピーチと質疑応答の要約です。私は録音を取っていた

訳ではなく、その場で書き留めての作業でしたので、多少不正確な部分があるかもしれませんが、個人的なまとめという意味でご理解ください。文責は全面的に私にあります。

次に、学生ローンに関する新しい法律に関する分科会に出席しましたので、これについて報告します。この分科会は当初の予定になかったものですが、非常に関心が高いということで急遽作られたセッションです。ご存知のとおり、日本のロースクールの学費は、国立系の場合年間80万程度、私立の場合80万～200万円程度ですが、アメリカの場合はかなり高いのです。もちろんどこからキリまでありますが、一流のロースクールの場合年間授業料は250万円～400万円です。授業料に加えて生活費も必要です。したがって3年間のロースクール生活で必要な金額は莫大となります。しかも日本のような低利ではなく、アメリカは6%あるいは8%の高利です。そこでロースクール時代のローン返済ができなくなった弁護士が最近増えていることが社会問題となっています。その対策として2007年9月連邦法が制定されました。分科会はこの連邦法についての説明のためのものでした。この分科会には3名のパネリストが出席しました。1人は法律家ではなく学費関係の担当の女性でした。実は、2007年9月連邦法制定以前にも似たような法律がありました。ところが以前の法律は、ロースクール時代のローンと25年間の長期分割返済とし、それでも払えない場合、25年経った時点でローンの残りを免除するという内容でした。しかし、

そんな25年先のことを言われてもあまりメリットはないということで、非常に評判が悪かったのです。しかも、最近10年間ロースクールの学費は約2倍に値上がりしましたが、他方年収は30%ぐらいい上がっていません。そのためローンの返済に窮する人が非常に増えてきているのに、この法律は役に立たないということで、熱心なロビー活動によってこの度新法が制定されました。

平たく言えば、新法は、「ロースクール卒業後、バズリツクな、公的な分野での在職期間が10年間を超えればその時点で残債を免除します。但し最初の10年間は返済してください、残りは免除します。」という内容です。民間の銀行から借りたローンは対象外です。連邦政府といえども銀行ローンを勝手に免除できませんから、法律の対象は公的なローンに限られます。日本で言えば、学生支援機構、元の育英会のような機関からのローンです。公的な分野というのは、裁判所、検察庁、政府機関、州機関、またバズリツク・デュエンダー・オフイスのような非営利団体です。

関心の高いためか、出席者は色々質問していました。たとえば、「10年間というのは継続して在職していなければならぬのか。」との質問があり、「いや、通算です。」との回答でした。また「外国の政府系機関やNPOで働いた場合はどうか」との質問に対しては、「おそらく認められるのだから、外国の政府系機関あるいはNPOといっても、国によっては内容に問題があるので一概には言えない。」との回答でした。また「10年後に残債の免除を受けた場合、債務免除益に対し課税されるのではな

いか」との質問が出ました。日本の民事再生の債務免除益に対する課税と同様の問題ですが、これについてパネリストは、「確かにそういう懸念があってもこれは難しい問題である。10年後免除を受けたのは良いが、税金払ってくださいよと言われたら困る。ただし、どうも全面的に非課税にはならないだろうが、おそらく一定の職種について非課税もあり得るのではないか。」という、ややはっきりしない回答でした。

さらに会場から「今後はローン免除の特典を求めて、給料の低い公的な分野にどんなロースクールの卒業生が就職するようになる。するとそのうち公的な分野の就職口がなくなるのではないか。その場合どうするのか。」との懸念が表明されたが、パネリストは、「実はその可能性は十分あります。公的な分野で勤務して10年後に免除を受けると、さっさと別のところで働くということだってあり得るわけです。しかしこれについては今のところ対策は考えられていない。その時になってみないと分かりません。」と述べるにとどまりました。

この分科会でパネリストの1人から、フライングシヤル・エイド・ローン・カリキュレーターというホームページが紹介されて実演が行われました。たとえば返済利率6.8%ぐらいいくら借りてロースクール卒業時にローンがどれだけ残ったか、その後10年あるいは15年で返済すると毎月の返済額はいくらになるかなど色々な利率・返済期間を設定して計算できるわけですから、要するに、収入に対して返済がどれぐらいの圧迫の度合いになるか、そういう計算が瞬時にできるホームページの紹介でした。このホームページはフライングシヤル

アロバインザーが作ったもので、私もすぐには探してみましたが、ホームページは簡単に見つかります。そしてリンクは自由というホームページです。

また興味深かったのは、会場にローエケールの学生向けの雑誌が置いてあり、ちょうどそのテーマが「デッツククラインス(債務危機)」というもので、学生ローエケールの返答に四苦八苦する弁護士などについての特集が組まれていました。

以上が私からの報告ですが、この度のAALS年次総会については広島法科大学院論集第4号(平成20年3月発行予定)に別の観点から私の短い報告を掲載予定ですので、参考にしてください。

宮川 佐藤先生、どうも有難うございました。アメリカで女性初の元最高裁判官のオコナーさんや、アラジル最高裁の女性裁判長の講演について、裁判所の独立とアカウンタビリティを考えると大変に参考になる紹介をしていただき、有難うございました。裁判所のアカウンタビリティという問題設定そのものが新鮮に思えました。また、ローエケールの学生の抱えるローンの問題は、日本の法科大学院の学生にも同様の問題が発生しつつありますから、新司法試験の合格者問題と密接に検討しなければ、ローエケールは残りたくれど、弁護士になれず返済のあてもないという状況が現実問題化するわけですから、重要な検討課題だと思います。では続きまして、早稲田大学の和田先生からご報告いただきます。



和田 ご紹介いただきました早稲田大学の和田です。先のご報告の先生方が出席されたものが背骨のセッションであるとすれば、私はいわば小骨のセッションばかりに出ていましたが、小骨とはいえ、ADRのセッションでは100人近い人が出席していました。アメリカのローエケールでは、ADRとか、デニスビュート・リゾリエーションとか、ネゴシエーション、メダイエーションの授業には、ほとんどすべてのローエケールにあります。ローエケールの中には1年次のコントラクトとかと並んで、必修の科目にデニスビュート・リゾリエーションを設置しているという学校もあります。これらの科目は、マナーではあるのかもありませんが、ローエケールでの位置づけは重要なものであります。日本ではメダイエーションなど、ADRにかかわる科目を実践的なことを含めてやっているローエケールというのはほとんどありません。早稲田以外にいくつかしかなりあります。アメリカはそれと比べてやはり非常に層の厚さ、あるいは裾野の広さというのを感じます。

私が出席したADRのセッションでは、ネゴシエーションとメダイエーション、

アロバインザー、それぞれについて2人ずつ報告者が出て、個別のテーマについて議論していました。今年度のテーマは倫理の問題です。まず、ネゴシエーションに関しては、交渉論で当然のように前提されているハーバード・ローエケールのプログラム・オン・ネゴシエーションという研究所で開発された統合的・協力的な交渉のスタイル、ウインウィン交渉のモデルの教育をめぐって議論がなされていました。ローエケール教育の中で果たしてウインウィンばかり強調するのはどうなのだろうか。教育の中に例えば交渉のよりハーバードなゼロサムの部分というのは教えていくことの意味は何なのだろうかということもめぐって、参加者の教育経験に根ざしたデニスセッションが行われました。現実社会での交渉というのは、協力的というだけでなく、交渉過程の中に対立的な要素もあるし、むしろゼロサムのな要素が支配的な交渉というものもあり得るのだから、それを教える必要があるといった議論も出ていました。

ただ、様々な議論がなされましたが、深い理論的議論というよりは、それが必要だねというようなレベルで終わっていたように思います。これがパート1です。

パート2では、メダイエーションについて、メダイエーターの倫理が大きな論点になっていました。アメリカのメダイエーションというのは、日本の伝統的な調停とは全くコンセプトが違ふものです。僕は、全く別ものだと考えなければいけないだろうと思っています。メダイエーターについての倫理コードがアメリカにはあって、そこではメダイエーターは、常にインパッサブル(不偏的)でないといけない。これは1番重要な倫理的要請としてあるわけですが、それが、当事者に向けて、評価をしたり指示をしたり、その事案に関して評価、判断をしたり、あるいは法的助言をすることも控えなければならぬ。例えば弁護士がメダイエーターであっても法的助言をしてはいけないというふうになっています。そのコードの理念と、現実の取引紛争メダイエーションにおける実務のギャップについての報告がありました。実務の中ではコードの規程のようにはいかない。やはりメダイエーターが介入せざるを得ない場面があるのではないかとことが議論されていました。日本でもアメリカ型のメダイエーションをやろうとする場合には、このメダイエーターの倫理と実践のジレンマが、より深刻な問題として顕れてくると思います。ちょっと時間がないのでその点は省きます。

このメダイエーションのジレンマ問題について、具体的なケースを1つあげて、それを素材にしてデニスセッションがなされました。まず、素材となる事例では、メダイエーションであっても両方に弁護士がついているという設定です。このあたりはアメリカのこともありません。そのケースは、一方の弁護士があまり有能でなく、間違った法的助言を当事者にしてしている。当事者はわからないわけですから、そのまま本人も同席でメダイエーションに臨んでいる。この事例のメダイエーターも弁護士で明らかにこれはおかしい、当事者にとつて非常に不利になっているとわかるのですけれども、そのときに一体どう行動すべきかという論点です。手続的にインパッサブルでないといけないということを厳格に理念的に守れ

ば、一切の介入は控えないといけない。そういう弁護士を選んだのは当事者の自己責任だということではおおくべきだという意見もフロアから出ていましたけれども、やっぱりそれではいけないのではないかと、実務では何らかの介入をすることが多いしすべきではないかという意見もありました。

これは、日本でも議論されていますが、答えはなかなかないのですけれども、教育としては、そういう問題があること自体をいろんな形で教えていく。例えばローグライナーなどを通じて教えて、理解させていくことが必要だという議論がなされました。

それから最後のパート3の仲裁のセッションですけれども、ここで具体的に扱われたのは、調停・メダイエーションでは合意が成立しなくて、あるいは部分的に不台意のままに終わって、その後仲裁セッションに当事者が望んで入る場合、あるいはそういう手続になっている場合に、メダイエーションを主宰したメダイエーターと、仲裁を主宰するアービトレーターが同一人

であっていいのかどうかという問題です。これも倫理の問題として議論されました。フロアからの意見の多くは、それはだめだ。それはやっぱり区別しないといけないというものでした。我々の感覚ではどうでしょうか。あるいは日本的には微妙に違うのかもかもしれません。私の友人で、ADR、メダイエーション・リゾリューションやメダイエーションの教育を、ロシアや中国、中国などで実施している教授が、中国ではこういう問題について教えた場合、同一人物が、メダイエーターとして、次いで仲裁人としての役割を果たすことが、当

り前のように考えられているという発言をしていました。同じ人がやるのがむしろ案が1番よく事情がわかっているのではないかとのことです。

私見ですけれども、手続的正義と実体的正義を比較して、アジア的には実体的正義が非常に重要視されるのですが、手続的正義はおざなりにされがちであるように思います。連山の金さんなんがヒーローになるのもその例かもしれません。そういう文化的な違いも背景にあるということ。メダイエーションのセッションでの議論の根底にも同じような問題がやはりあって、日本でこういうテーマを教える際に、答えはなくても文化や正義の観念とのつながりの問題が実務的課題の背景にあるんだというふうに直面してもらって、考えてもらう、そういう手掛かりを提供することが、教育的に大事ななんでしょう。

私が出たもう1つのセッションですけれども、こちらは、法学教育は何でこんなにおもしろくないんだらうという問題意識からのものでした。それをいかに楽しいものにするか。遊びの要素を取り入れていくという、ちよつと変わったセッションに出てきました。これは公募で選ばれたセッションだったようです。前回は開かれたんですけど、確かに非常におもしろかったです。まず、ここでも具体的な問題が提示されました。先の学生向けのローンの話も絡むのですけれども、あるローンケースを出した学生が弁護士にはなかったものの、仕事が全然なくて、ローンも払えず、人生がめちゃくちゃになったと。そこでローンスタールに対してその法学教育に問題があったというところで、医療事故判断から抜き出した、

ローンとチャンスの法理でもって斬えたという設定が最初になされました。そしてそこから先は遊び、プレイなんですけれども、100人ぐらいの出席者を右と左2つに分けて、それぞれさらに3人ずつのグループを構成する。そして左半分は3人グループごとに厚紙とマジックと紐と人形とを渡されて、今からローンとチャンスという概念についてアーティキュレーションという概念について指示が出ます。右半分には、今からあなたたちはローンとチャンスという概念を歌にして表現しなさいという課題が与えられます。そしてそれぞれ一生懸命考えるわけですね。そして、その後、発表していくという形です。これがまたアメリカ人なので、先生方がみな非常に楽しそうに取り組んで、また歌が非常にうまかったりするわけ。どうとうと歌って、みんな盛り上がり、拍手ををって。最後はみなで歌を歌って終わりというセッションです。ちよつと際物なセッションなのか

なども思っていたんですが、実際参加してやってみると、いろんなことがわかりました。1つは、アーティキュレーションということを考えた場合に、基になる法的な概念、法理がきちんとわかっていないと、それを比喩的に表すことはできないわけですね。だから、その概念のどこを自分がわかっていいるか、どこがわかっていないかが、鮮明に理解できるんです。さらに、それをアーティキュレーションに表現するということは、法的な概念を別のいわば認識フレームに移し替えて表現していくことになるわけですが、これは例えばクライアントの人に対して、法律家が法的な概念について、いわば別種のフレーム

(クライアントの素人フレーム)に移して説明をする過程と、かなり構造的に似ているのではないかと思います。アーティキュレーションに表現をするという遊びなんだけれども、その中で実際に、ローンとチャンスならローンとチャンスという概念についての理解が、多角的に深まるのだからと思います。概念のみならず、その伝え方ということも含めて意味があるのかなと思います。

ただ、日本で、あるいはアメリカでもそうかもしれません。正規の授業の中でどこまで取り込めるか。時間もかかるでしょうし、どこまでやれるかというのとはちよつと疑問ですけれども、そういうゲーム的要素を取り込むことは、1つの教育手法として可能性としてはあるのかなと感じました。それともう1つ、日本の場合には学生がなかなかそこまでやってくれないだらうというのがあります。教室がシラツツとしても、またつらいでしょう。アメリカ人の気質をみるという意味でも興味深い、おもしろいセッションでした。

宮川 和田先生どうもありがとうございます。ADR関係のセッションの報告をいただき、また別の角度から、今回のAALSの年次大会の多様性を紹介していただいたと思います。

以上、4名の報告で、AALSの年次大会がいかに多様で多岐にわたる会かということ、少しでも垣間見ていただけたのではないかなと思います。今回ニューヨークでの大会と一緒にまいりましたのは、もうお一人おられまして、鹿児島大学の米田憲市先生にもこの大会に出席いただきました。

今日の報告会には、どうしても日程のご都合がつかないということで、ご参加いただくことができませんでした。米田先生は、インターネットを活用した法学教育や法実務の発展とその課題に関するセッションに出席されたようかっております。

今回のAALSの年次大会に参加して、法科大学院の全国組織として日本の法科大学院協会が果たすべき役割についてさまざまなことを思い巡らしました。アメリカは、日本とは違い、公法学会や私法学会といった主要な法分野における全国規模の学会がないようですので、AALSの各法部門の会合が、年次大会以外にもさまざまな機会を設けて適宜開催されているようです。日本の法科大学院協会は、各法分野の学会が果たすべきような役割を果たす必要はないでしょうが、法科大学院のアドミニストレーションのかかえる共通課題を検討する機会としての役割や、法科大学院のカリキュラム改革についての共通課題を検討する役割なども、取り組むのに値することなのではないでしょうか。また、AALSの今回の年次大会の主要テーマの1つであった法曹教育の方法論の検討は、フアカルティ・デベロップメントの重要な課題の1つであり、まさに日本の法科大学院協会でも取り組むべき課題だと思います。さらには、AALSでは若手教員のリクルートメントの会合を秋に開催していますので、教員人事をよりオープンな形でおこなって、少なくともエントリー段階での教員採用の開放性に貢献しているようにも思えます。日本の法科大学院は制度がスタートして、ようやく4年が経過したばかりですから、各法科大学院ともに、自校の充実に多忙を

極めております。このような時機であるからこそ、法科大学院協会が各校に共通するさまざまな課題について、経験交流とあべき姿の提示に重要な役割を果たすことが期待されているといえると思います。AALSは設立されて既に百余年が経過しているわけですから、これと比較して日本の法科大学院協会にいろいろなことを期待するのは、あまりにも性急なのかもしれません。今回のAALSの年次大会に参加して、その活動の多様さと活発さから、翻って日本の状況を考えたのは私だけではなかったと思います。

今日のご報告いただいた、先生方、お忙しい中を誠に有難うございました。

セミナー2

東北大学における 臨床法学教育

講師：佐藤裕一（東北大学法科大学院教授・弁護士）